

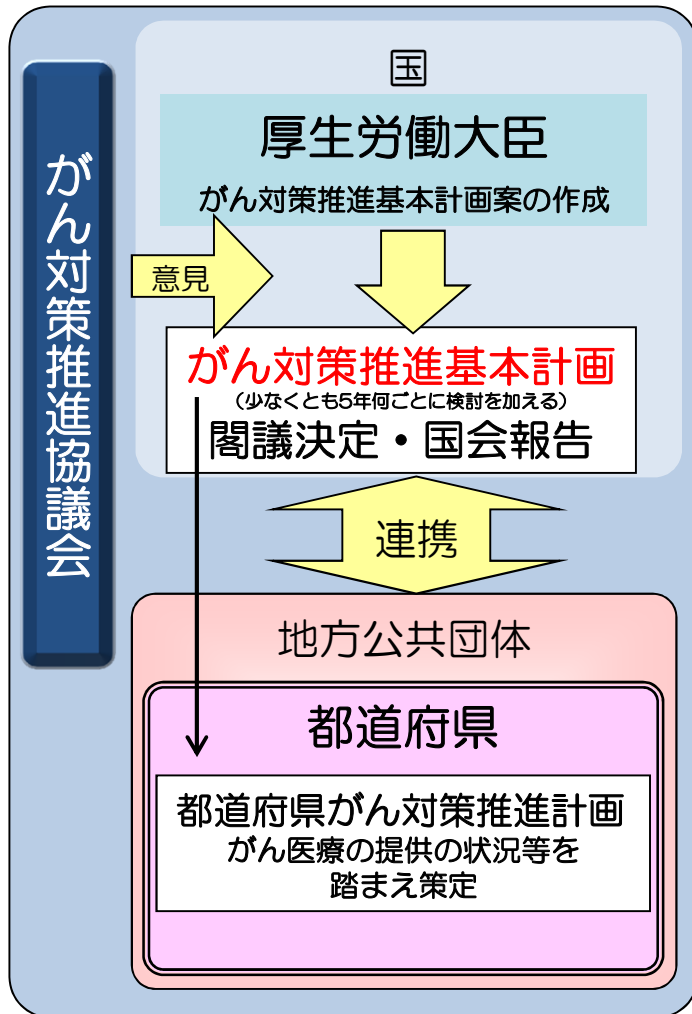
生活習慣の改善等により健康寿命の延伸
等を図るとともに、がんによる死亡者の
減少を図ること
(施策番号 I - 10 - 2)

添付資料

がん対策基本法

(平成18年法律第98号、平成19年4月施行)

がん対策を総合的かつ計画的に推進



第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がん予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師、その他の医療従事者の育成
- 医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節：研究の推進等

- がんに関する研究の促進
- 研究成果の活用
- 医薬品及び医療機器の早期承認に資する治験の促進
- 臨床研究に係る環境整備

基本的施策

国

民

がん対策推進基本計画

(平成24年6月)

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

新(4) 働く世代や小児へのがん対策の充実

全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

新(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ① 放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ② がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③ がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④ 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- 新** ⑤ 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥ その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。

6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

新 7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

新 8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

新 9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

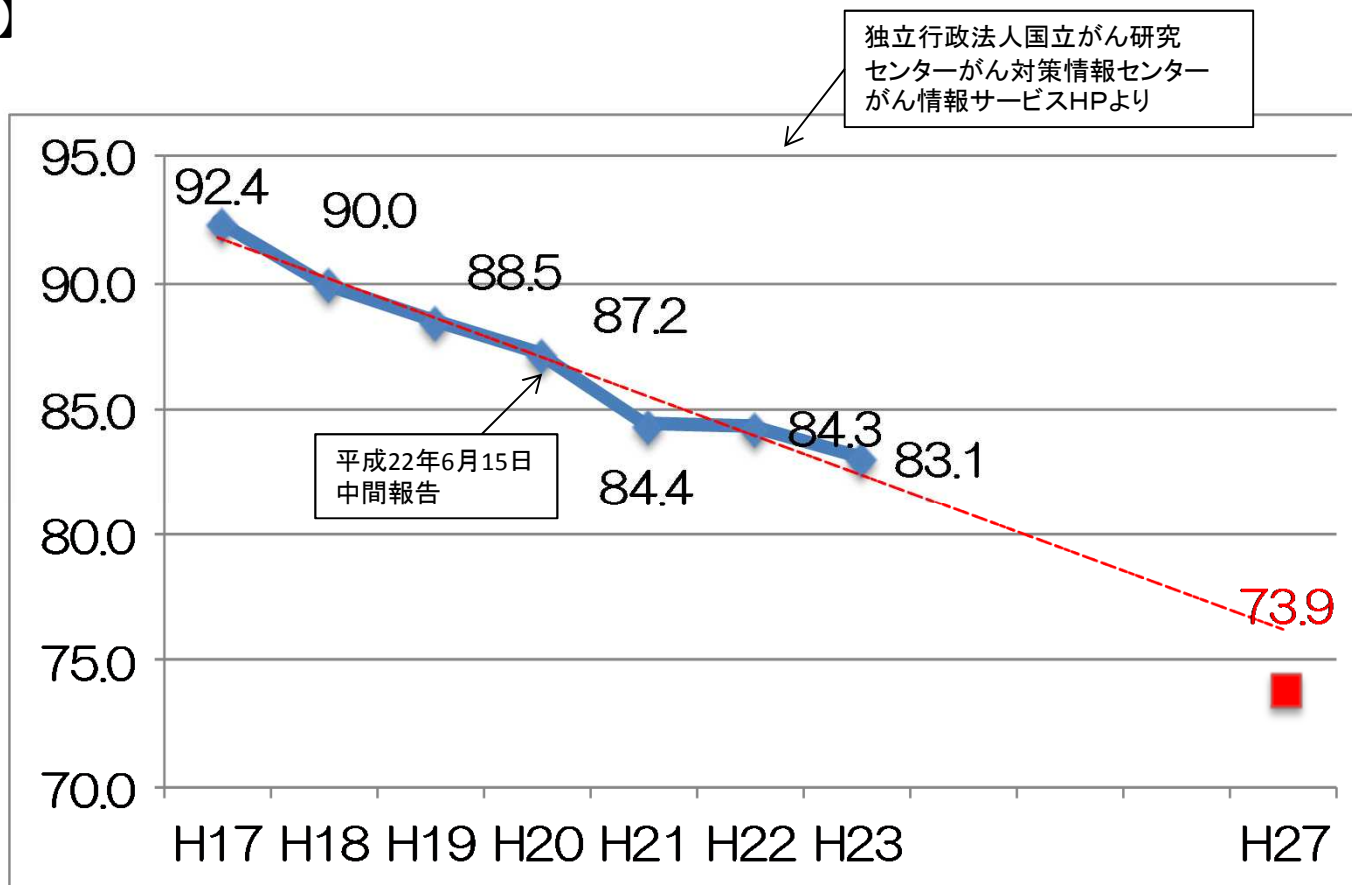
就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

全体目標（がんによる死亡者の減少） に対する進捗状況

【目標】 がんによる死亡者数の減少

（10年間でがんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少

【進捗】



市町村のがん検診の項目について

厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」
(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)を定め、
市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

指針で定めるがん検診の内容

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40歳以上	年1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診、視診、触診及び乳房エックス線検査 (マンモグラフィ)	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

がん診療連携拠点病院制度

47都道府県（397カ所） H26年4月1日現在

- ・都道府県がん診療連携拠点病院： 51病院
- ・地域がん診療連携拠点病院： 344病院
- ・国立がん研究センター中央病院及び東病院

厚生労働省

(独) 国立がん研究センター
がん対策情報センター

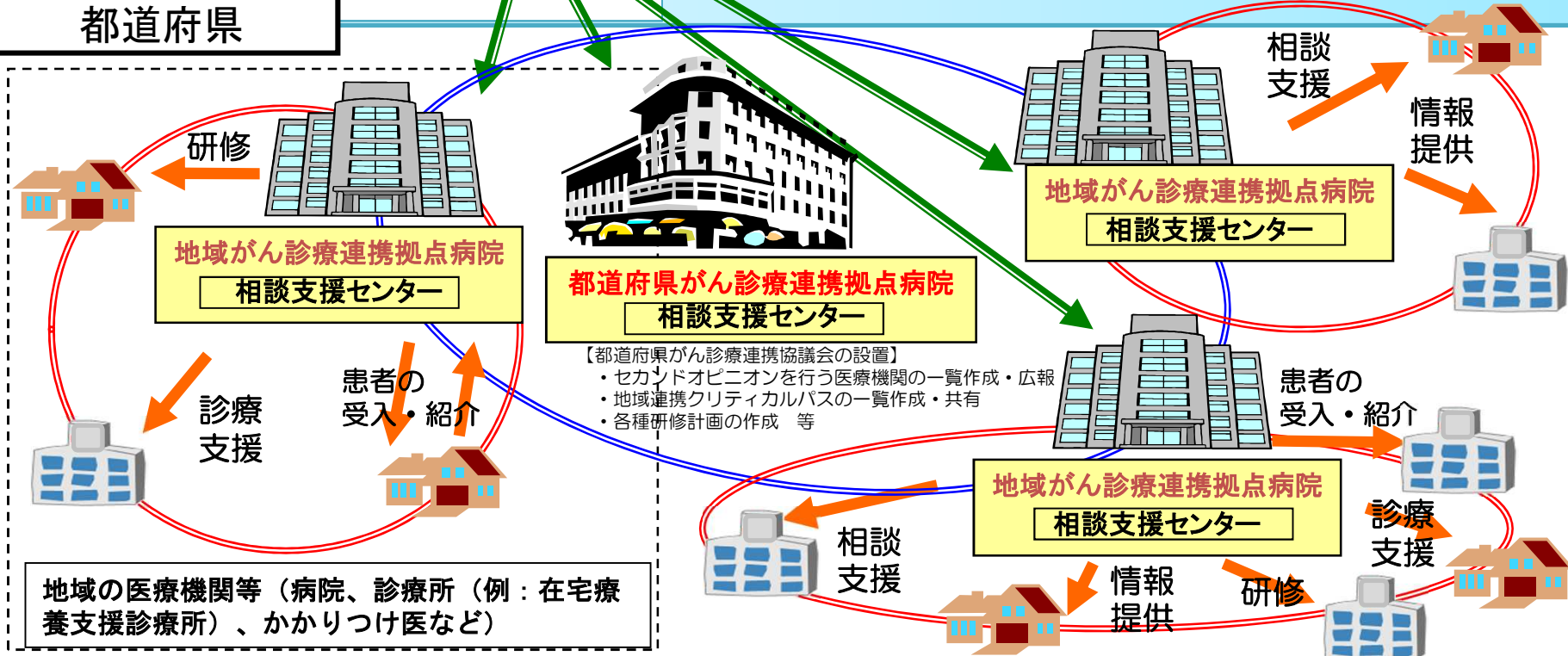


協力・支援

＜拠点病院の役割＞

- 専門的ながん医療の提供等 ※ 医師、看護師、薬剤師等によるチーム医療の提供
(手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療の実施や緩和ケアの実施等)
- 地域のがん診療の連携協力体制の構築
(研修や診療支援、患者の受入・紹介等)
- がん患者に対する相談支援及び情報提供

都道府県



がん診療提供体制の課題

(特にがん診療連携拠点病院のあり方に関して)

(拠点病院の目的)

がん医療の均てん化を目指し、主に5大がんの集学的治療を行う医療機関を、全ての2次医療圏に原則1つを目指して整備してきた。

(現状と課題)

- ① 397の拠点病院が指定されているが、拠点病院間の格差が大きい。
- ② 未だに108の医療圏で拠点病院が整備されていない。
- ③ 都道府県指定の拠点病院もあり、患者にとってわかりにくい。
- ④ 都道府県からは地域の実状に応じた拠点病院制度が求められている。

新たながん診療提供体制の概要

情報の可視化

現行



拠点病院

(397カ所;
都道府県51、地域344)

空白の医療圏
(108医療圏)

見直し案



強化 地域拠点病院

- ・指定要件強化による質の向上
- ・高度診療に関する一定の集約化
- ・都市部への患者流入への対応
- ・複数指定圏域における役割・連携の明確化 等



新地域がん診療病院

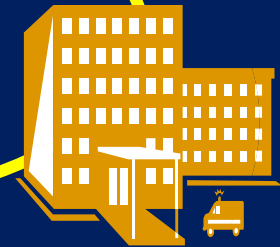
- ・拠点病院とのグループ指定により高度がん診療へのアクセスを確保
- ・緩和ケア、相談支援、地域連携等基本的がん診療のさらなる均てん化
- ・空白の医療圏の縮小

強化

国立がん研究センター
都道府県拠点病院

国内、都道府県内のがん診療に関するPDCA体制の中心的位置づけ

連携



新

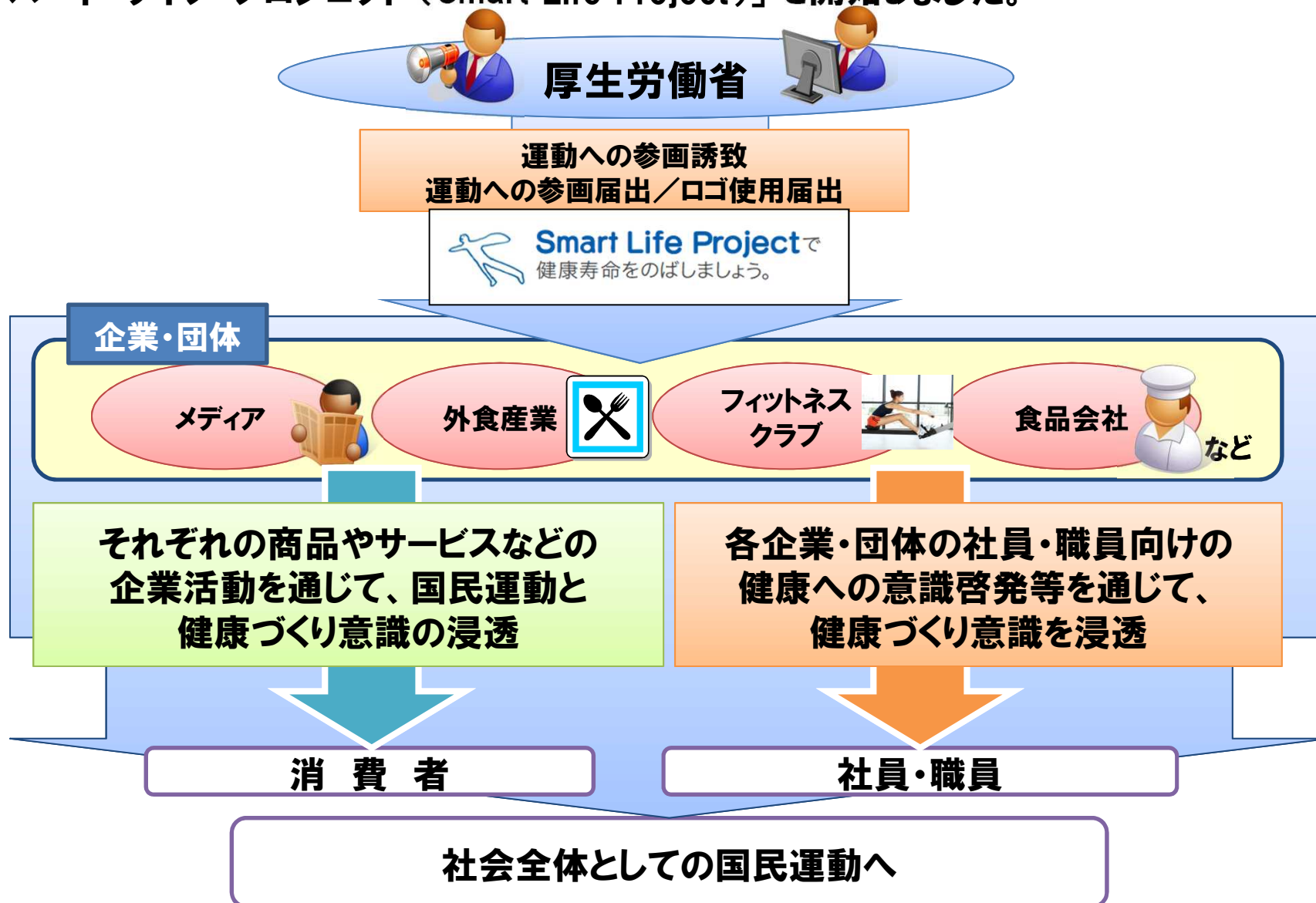
特定領域がん診療連携拠点病院

- ・特定のがん種に関して多くの診療実績を有し、拠点的役割を果たす医療機関の制度的位置づけの明確化



「スマート・ライフ・プロジェクト (Smart Life Project)」とは

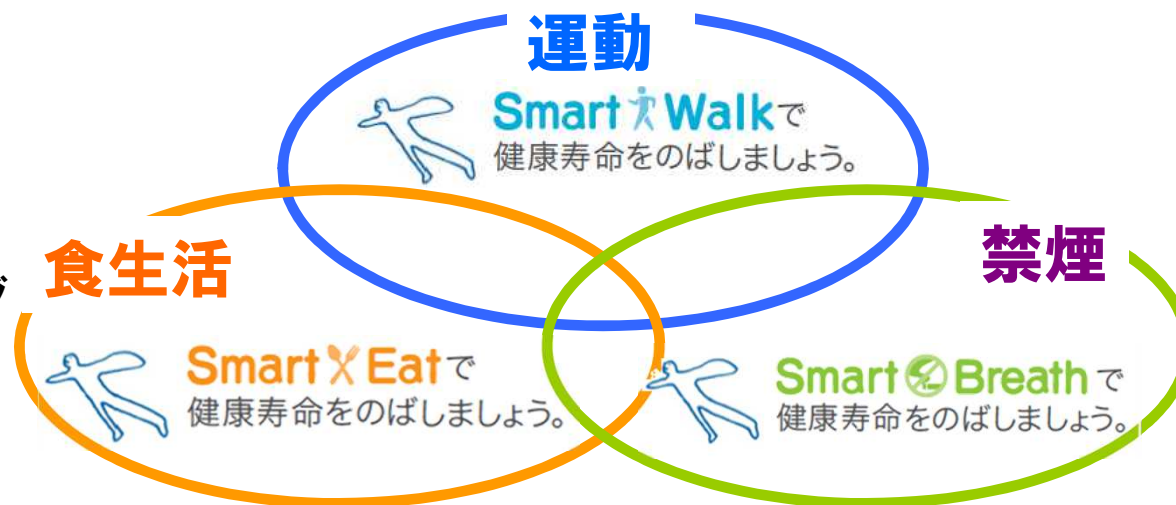
健康寿命の延伸に向け、幅広い企業連携を主体とした取組として、平成23年2月に、「スマート・ライフ・プロジェクト (Smart Life Project)」を開始しました。





「スマート・ライフ・プロジェクト」が提案する3つのアクション

“健康寿命をのばしましょう”をスローガンに、「運動、食生活、禁煙」で具体的なアクションを呼びかけます。象徴的なアクションを設定し、そのネーミングとロゴを作成しました。



推奨するアクション例(メッセージ)

 **Smart Walk**で
健康寿命をのばしましょう。



例えば、毎日10分の運動を。

通勤時。苦しくならない程度のはや歩き。

それは、立派な運動になります。

1日に10分間の運動習慣で健康寿命を延ばしましょう。

 **Smart Eat**で
健康寿命をのばしましょう。



例えば、1日プラス70gの野菜を。

日本人は1日280gの野菜を採っています。

1日にあと+70gの野菜を食べること、朝食をしっかり食べることで健康寿命を延ばしましょう。

 **Smart Breath**で
健康寿命をのばしましょう。



例えば、禁煙の促進。

タバコを吸うことは健康を損なうだけでなく、

肌の美しさや若々しさを失うことにも繋がります。

タバコをやめて健康寿命を延ばしましょう。

第2回 健康寿命をのぼそう！アワード 表彰式

○健康寿命をのぼそう！アワードとは

厚生労働省では、平成24年度から、生活習慣病予防の啓発活動の奨励・普及を図るため、「健康寿命をのぼそう！アワード」を創設しました。この表彰制度は、企業・団体・自治体等において、「スマート・ライフ・プロジェクト」が掲げる3つのテーマ（適度な運動・適切な食生活・禁煙）を中心に、健康増進・生活習慣病予防への貢献に資する優れた啓発・取組活動の奨励・普及を図ることを目的としたものです。



○第2回 健康寿命をのぼそう！アワード表彰式 (平成25年11月11日、都市センターホテル)

<プログラム>

- ・受賞者の表彰・記念撮影
- ・厚生労働大臣賞受賞4団体のプレゼンテーション
- ・平原綾香いきいき健康大使のミニトークショー



「優良モデル事例の発掘・周知」

健康づくりへの取組として優良な事例を表彰し広く周知することで健康づくり活動にまだまだ踏み出せない企業・団体・自治体に参考・模範としていただくことで実践へとつなげていただきます。

「健康づくり」への積極的な取組を活発化させ、国民的ムーブメントとなることを後押しします。

厚生労働大臣賞

表彰名	事業者・団体名	応募対象名
最優秀賞	株式会社タニタ	「集団健康づくりパッケージ『タニタの健康プログラム』の展開」
企業部門 優秀賞	株式会社 大和証券グループ本社	「人事部・健保組合・産業保健スタッフが一体となった健康増進の取り組みについて」
団体部門 優秀賞	東京都職員共済組合	「大規模保険者『東京都職員共済組合』の生活習慣病予防への挑戦
自治体部門 優秀賞	呉市(広島県)	「呉市糖尿病性腎症等重症化予防事業/はじめよう！減塩生活」

いきいき健康大使

Goodwill Ambassador of Active Health



2013年9月17日 左から平原綾香氏、有森裕子氏、三浦雄一郎氏

日本人の食事摂取基準(2015年版)の概要

1. 策定の目的

日本人の食事摂取基準は、健康増進法(平成14年法律第103号)第30条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を示すものである。

2. 使用期間

使用期間は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度の5年間である。

3. 策定方針

- ・日本人の食事摂取基準(2015年版)では、策定目的として、生活習慣病の発症予防とともに、重症化予防を加えた(図1)。
- ・対象については、健康な個人並びに集団とし、高血圧、脂質異常、高血糖、腎機能低下に関して保健指導レベルにある者までを含むものとした。
- ・科学的根拠に基づく策定を行うことを基本とし、現時点で根拠は十分ではないが、重要な課題については、研究課題の整理も行うこととした。

